

飯塚市立図書館指定管理候補者の選定結果

飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年 3 月 26 日飯塚市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、指定管理候補者として、下記のとおり選定した。

1. 施設概要

名 称：飯塚市立図書館（飯塚・筑穂・庄内・穂波・潁田）

所在地：飯塚市飯塚 14 番 67 号

所在地：飯塚市長尾 1390 番地 1

所在地：飯塚市綱分 792 番地 5

所在地：飯塚市秋松 407 番地 1

所在地：飯塚市鹿毛馬 1667 番地 2

施設内容：①施設概要 開架室、閉架室、事務室等

- ②事業内容
- 図書館事業に関する理解と関心の普及・啓発、図書館イベント等の実施
 - 乳幼児から高齢者・障がいのある方など、幅広い図書館利用の促進
 - 各図書館や地域の特性を考慮した図書館資料の収集・保管・有効活用
 - 家庭・地域・保育所（園）・認定こども園等・学校・図書館における子ども読書活動の推進
 - 図書館の相互（広域）利用の促進 等

2. 指定予定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

3. 指定管理候補者

名 称：株式会社 図書館流通センター

所在地：東京都文京区大塚 3 丁目 1 番 1 号

代表者：代表取締役 谷一 文子

4. 選定経緯

令和4年 6月 1日～ 8月 1日	募集要項配付
6月 21日	現地説明会
7月 29日～ 8月 1日	受付期間
10月 7日	第1回指定管理者選定委員会 ①飯塚市立図書館の現地調査を行い、 施設概要や管理・運営状況を把握 ②施設所管課へのヒアリング及び申 請者から提出された書類の審査 ③プレゼンテーションに際しての協 議
10月 21日	第2回指定管理者選定委員会 ①申請者による事業計画等のプレゼ ンテーション ②申請書類及びプレゼンテーショ ンにおける申請者への質疑応答 ③選考基準に基づく採点及び審議 指定管理候補者決定

5. 指定管理候補者選定のための選定基準

指定候補者の選定にあたっては、次の基準に照らして審査することを基本とした。

- (1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。
- (3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

6. 選定理由

- (1) 問題や課題に対し改善していく姿勢がみえ、今後新たなものを生み出せるのではないかと期待できる。
- (2) 様々なイベントを提案、開催、継続している実績もあり、今後もボラン

ティアの意見を取り入れながら、より多く事業を展開していくことが期待できる。

- (3) 全国で図書館受託業務を展開され、本社のバックアップ体制が整っており今後も安定した運営等が期待できる。
- (4) 館長以下、全スタッフの85%が司書資格を保有しており、今後も安定的な司書資格者の確保が期待できる。

選定基準	審査項目		申請者	申請者
			株式会社 図書館流通センター	A
(1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取り扱いを行われる恐れがないこと	利用者の平等な利用の確保	(1) 利用者の平等な利用の確保が図られているか	41	34
	個人情報保護対策	(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか		
(2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること	施設の設置目的の理解	(3) 施設の設置目的の理解がなされているか。	46	26
	管理運営理念・方針	(4) 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本の方針が示されているか		
(3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	事業計画、方針	(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか	198	152
		(6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか		
		(7) サービス向上が見込める提案がなされているか		
		(8) 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか		
		(9) モニタリングに対する考え方は適切であるか		
	事業収支計画	(10) 収支計画が適正で施設の管理運営に係る経費の縮減が図られているか		
		(11) 見積額		
	地域との連携、社会貢献	(12) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の雇用への取組みに十分な配慮がなされているか		
		(13) ワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進に向けた取り組みはなされているか		
		(14) 再委託や物品調達などについて市内の企業等の積極的な活用に十分な配慮がなされているか。		
(4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること	業務実績	(15) 同種・同類の業務実績があるか	128	97
	実施体制	(16) 団体の運営体制の安定性・継続性は確保できるか		
		(17) 有資格者を含めて人的配置は十分であるか		
		(18) 危機管理体制、安全対策は十分であるか		
		(19) 指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか		
経営基盤	(20) 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・公平性）は十分であるか			
(5) その他（加点）	市内団体は配点合計の100分の5を加点します。市内団体等と市外団体等が構成する共同事業者の申請にあっては共同事業者協定書に示された出資比率で案分して加点します。		0	14.7
総 合 計			413.00	323.70
総 得 点 (満 点)			630	630
得 点 率 (総 合 計 / 総 得 点)			65.55%	51.38%